

○国家公安委員会告示第十六号

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）第三百三十条第二項の規定に基づき、皇宮警察本部に置かれる護衛署の名称、位置および管轄区域（昭和二十九年国家公安委員会告示第一号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行することとしたので、告示する。

平成三十一年四月一日

国家公安委員会委員長 山本 順三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改 正 後			改 正 前		
護衛署の名称、位置および管轄区域は、次の表のとおりとする。			[同左]		
名 称	位 置	管 轄 区 域	名 称	位 置	管 轄 区 域
[略]			[同左]		
赤坂護衛署	東京都港区赤坂御 用地鮫が橋門内	赤坂御用地、常盤松御用邸およ び高輪皇族邸の区域	赤坂護衛署	東京都港区赤坂御 用地鮫が橋門内	赤坂御用地および常盤松御用邸 の区域
[略]			[同左]		
[備考を削る。]			備考 葉山御用邸、那須御用邸および須崎御用邸の区域は、皇宮警察 本部警備部の管轄とする。		
備考 表中の [ ] の記載は注記である。					